

# 内閣府国際平和協力本部事務局 任期付職員の募集について

内閣府国際平和協力本部事務局では、「一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する法律」（平成12年法律第125号。以下「任期付職員法」という。）に基づき、当事務局の業務を行う職員を募集いたします。

## 1. 採用予定官職

内閣府事務官（国際平和協力本部事務局 募集・研修係長）（予定）

## 2. 職務内容

- (1) 国際平和協力本部事務局は、「国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律」（平成4年法律第79号）に基づき、国際平和のための努力に積極的に寄与するため、人的・物的協力に関する事務を行っています。
- (2) 今回募集する職員には、国際平和協力本部事務局に在って、他の職員とともに、主として以下の業務に従事していただきます。
  - 国際平和協力隊の隊員の募集に関すること
  - 国際平和協力隊の隊員に対する研修に関すること
  - 国内外で行われる国際平和協力に関する訓練及びセミナーに関する情報収集、派遣に係る調整等に関すること
  - 国際平和協力業務の実施等に係る知識の普及その他広報に関すること
- (3) 勤務形態としては、基本的に、一般職の公務員の勤務時間において執務することになりますが、業務上の必要に応じて、海外への出張等があり得ます。
- (4) このほか、事務局業務に関して大きな変更が生じた場合等には、上記職務内容の変更があり得ます。

## 3. 募集人員

1名

## 4. 募集対象

大学卒業以上の学力を有すると認められる者で、次の要件を満たす者

- (1) 国際平和協力分野に関係する専門的知識、4年以上（国際機関にあっては3年以上）の実務経験を有していること。
- (2) 実務を行うに足る英語力を有していること。
- (3) 心身ともに健康であること。
- (4) 採用期間にわたり、継続して勤務が可能であること。

また、以下の条件を満たす者は特に望ましい。(必須条件ではありません)

- ・海外においてPKO(国連平和維持活動)に関与した実務経験があればなお望ましい。

なお、以下に該当する方は、応募できません。

- (1) 日本国籍を有しない者
- (2) 「国家公務員法」(昭和22年法律第120号)第38条の規定により国家公務員となることができない者
  - ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - ・懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - ・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者
- (3) 平成11年改正前の民法の規定による準禁治産の宣告を受けている者(心神耗弱を原因とするもの以外)

## 5. 採用形態

任期付職員法に基づき常勤の国家公務員として採用

## 6. 給与

任期付職員法又は一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)による。

## 7. 身分・服務

「国家公務員法」による。

## 8. 任期

令和4年8月1日から令和6年7月31日まで(予定)

※必要に応じ、採用日から5年を超えない範囲内で任期の更新があり得ます。

## 9. 勤務時間・休暇

勤務時間：原則として、平日午前9時30分から午後6時15分

(土・日・休日を除く。必要に応じ、超過勤務あり。)

休 暇：年次休暇20日(年の途中で新たに職員となった場合には、その年の在職期間に応じて決定。20日を限度に翌年に繰越し可。)、特別休暇、病気休暇、介護休暇

## 1 0. 勤務地

内閣府国際平和協力本部事務局（東京都千代田区霞が関3-1-1）

## 1 1. 応募方法

### (1) 提出書類

- ア. 履歴書（カラー写真添付）1通
- イ. 志望理由（A4横書き1枚 2,000字以内）
- ウ. 職務経歴書（これまで従事した職務内容を具体的に記述したもの、A4横書き）
- エ. 英語力を客観的に評価できるもの（コピー可）

### (2) 提出方法・提出先

郵送又はメールでの提出。

〒100-8970 東京都千代田区霞が関3-1-1 中央合同庁舎第4号館8階  
内閣府 国際平和協力本部事務局 総務係（採用担当）

※メールでの提出を希望される場合は、

当事務局ホームページ(<https://www.cao.go.jp/pko/index.html>)の「メールフォーム」(<https://form.cao.go.jp/pko/opinion-0001.html>)に氏名、電話番号、電子メールアドレス、任期付職員への応募であることを「本文欄」に入力し、送信してください。入力いただいたメールアドレスに対し、提出書類送付用のメールアドレスを通知いたします。

**※投函又はメール送付後、下記「14」宛に郵送又はメール送信した旨をお電話ください。**

### (3) 提出期限

**令和4年6月21日（火）必着**

## 1 2. 選考方法

書類審査（1次試験）の後、面接試験（2次試験）を行います。

- ※ 2次試験を行うこととなった方には、2次試験の日時・場所等を御連絡します。  
なお、2次試験はWEBで行うことがあります。

（2次試験は令和4年7月1日（金）までに行う予定です）

- ※ 応募書類の返却はいたしません。また面接試験の交通費等がかかる場合は本人負担です。

### 13. その他

- (1) 応募の秘密については、厳守いたします。
- (2) 最終的に採用内定者に選考された場合、現在職に就いている方は、採用時に当該所属先から原則退職していただく必要があります（休職は不可）。
- (3) 採用内定後、卒業証明書及び過去に在籍した会社等の在職証明書を提出していただきます。
- (4) 採用後は、マイナンバーカードを職員身分証として使用することとしていますので、採用内定後採用までの間にカード取得の手続きをしていただくこととなります。

### 14. 問合せ先

内閣府 国際平和協力本部事務局 総務係 篠原  
電話：03-3581-7340（直通）